

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立宮上中学校

校長名 鷲尾 仁 公印

令和8年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法、教育基本法に基づき、日本国民としての自覚と国際社会への連帯意識を育むとともに、人間性豊かにたくましく生きる生徒の育成を図るため、以下の3点をめざす生徒像として設定する。

○よき社会人となるための努力を惜しまない生徒（基盤）

◎自ら積極的に学ぶ生徒（知）【重点】

○心身の健康の保持増進に取り組む生徒（徳・体）

特に、自ら意欲的に努力する姿勢を育てるため、中学校入学時の初期指導を充実させ、学級、学年での発達段階に応じた指導を重視して、心の教育を充実させる。

(2) 特別支援学級の教育目標

生徒の社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な指導及び必要な支援を行う。

○ルールを守り、友だちと協力して生活しよう。

○自分のことは自分でやろう。

○よく頭を働かせ意欲的に学習しよう。

○気持ちよく体を動かそう。

(3) 学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

ア. 共生社会を生き抜き、生徒の生活自立に向けた能力を育てるため、各教科や総合的な学習の時間、特別活動、自立活動を含めた全ての学校教育活動を通じて、資質・能力の育成を図る。

イ. よき社会人となるための努力を惜しまない生徒を育成するため、各学年で段階的にキャリア教育に取り組み自己実現をめざす進路指導を行う。また、望ましい生活習慣の定着を図り、社会性を身に付け協調性を育て、よりよい人間関係を築ける力を育む。

ウ. 心身の健康の保持増進に取り組む生徒を育成するため、心の教育や健康教育、食育を行う。

エ. 特別支援教育の視点を活用しながら、不登校生徒への的確な支援と対応を行う。

①登校支援コーディネーターを核に、特別支援コーディネーターやスクールカウンセラー、不登校対応巡回教員、別室指導支援員とも連携し、個に応じた適切な対応を行う。

②別室指導の部屋を整備し、特別支援教育を軸とした体制を作る。

オ. 八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本方針を踏まえ、いじめ防止を効果的に実施する。

①本校いじめ防止基本方針に則り、いじめの未然防止、早期発見・対応・解決の取組を徹底する。

カ. 特別支援学級について通常の学級の生徒・保護者や教職員に理解啓発を行う。同時に、通常の学級の教員と連携し、交流学习及び共同学習を行う。

キ. 小中一貫教育のさらなる充実【宮上中学校グループ（宮上中・宮上小・下柚木小）】

①宮上小学校・下柚木小学校の学校運営協議会と連携し、地域の教育力を学校教育に活用する。

②宮上小学校・下柚木小学校とともに、義務教育修了段階において育成すべき生徒像を「1. 学ぶ意味が分かり、すすんで学ぶ児童・生徒 2. 人を思いやり、自分を大切にできる児童・生徒 3. 運動の楽しさを知り、自分の体力を伸ばす児童・生徒 4. 地域への誇りと愛着をもつ児童・生徒」として、授業交流や協議会を行い、義務教育9年間を見通した教科指導や生活指導・進路指導を通じて、小中一貫教育を推進する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ① 個々の生徒の障害の状況や発達段階に応じた課題設定や教科の特性により、一斉・学年別・グループ別等の適切な指導体制で授業を行う。国語科・数学科では、第1学年から第3学年を習熟度別にクラス編成をして学習し、できる限り複数の教員で授業にあたり、適宜個別に指導できるようにする。
- ② 1人1台の学習用端末を活用し、個に応じた個別の学習指導を行う。また、他者との意見や考えを交わし、思考を深めていく。ICTの活用を進めるために、基本的なICTの活用スキルを高めるとともに、情報リテラシー教育を合わせて行う。
- ③ 「主体的・対話的で深い学びの実現」を図るために、個別具体的な学びで知識や技能の習得や調べ学習などで思考を深める。その上で、他の生徒との話し合いや共同での資料作成や、グループでの発表、振り返りを繰り返して行く。

イ 総合的な学習の時間

- ① 地域調べ、宿泊学習、修学旅行を通して身近な郷土や日本遺産等について学習し、地域への誇りと愛情等を深めていく。
- ② 障害のある生徒が自分を取り巻く社会に目を向け、学習の場を広げるために、他校の特別支援学級の生徒や通常の学級の生徒との交流及び共同学習を行う。
- ③ 自分の興味・関心のあるテーマの学習を通し、自己を見つめ、将来の職業や余暇活動へも思いを向けられるような力を育てていく。
- ④ ダンスのゲストティーチャーを招き、年間を通してダンスの学習に取り組み、身体づくり、巧緻性・調整力を高めていく。体育祭と多摩特研劇と音楽の会、小学校との交流会で発表を行う。

ウ 特別活動

- ① 学校行事や学年行事では、学年の1組として参加し、社会性を育むとともに通常の学級との交流及び共同学習を進める。また、生徒会活動においても「1組委員会」として生徒総会や中央委員会へ参加し、通常の学級の生徒との交流を深める。
- ② 学級の係や当番活動の中での話し合いを通して、生徒自ら判断・行動できる力を育てていき、宿泊学習や行事等で生徒の自主的実践的な活動に生かしていく。
- ③ より良い学級作りを通して、周りに配慮できる思いやりの心を育て、他者との望ましい人間関係作りを推進する。

エ 自立活動

- ① 個々の生活面の課題に応じて学校生活支援シート、個別指導計画を作成し、生活リズムや生活習慣を形成し、教育活動全体の中で場面を捉えて組織的に指導する。また、家庭との連携を図り、生活表を活用して生徒の自己管理能力を高める。
- ② すべての行事を通し、成就感、成功感を多く体験することにより自信がもてるよう自己肯定感を育む。
- ③ 地域清掃や職場体験を通して、協調性や自主性を育成する。また、礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切なコミュニケーションをとれるようにする。
- ④ さまざまな行事への取組の中で交通機関の利用の仕方を身に付け、ソーシャルスキルやライフスキルを高める。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ① 道徳教育推進教師を中心に、道徳教育全体計画及び別葉を基にして全ての教科との関連を図りながら多面的・多角的に取り組む。
- ② 「自主、自律、自由と責任」「思いやり、感謝」「よりよい学校生活、集団生活の充実」「よりよく生きる喜び」「生命の尊さ」を重点内容項目として計画的に道徳性を育てていく。
- ③ 教科用図書をはじめ東京都道徳教育教材集、副読本を活用し、1人1台の学習用端末を使った考えや意見の交流等の指導法の工夫を通じて、道徳科の時間を充実させる。
- ④ 道徳授業地区公開講座では、意見交流会を通して取組の成果を広く伝え、地域・家庭との連携を図り、道徳教育の充実を図る。

(3) キャリア教育

- ① 将来の自立と社会参加の基礎となる基本的生活習慣の確立とコミュニケーション能力の向上を図り、接客実習（お店屋さん）、職業学習・職場体験を通して、働くことの大切さを理解できるようにし、勤労の意欲を高める。
- ② 進路の選択、決定に当たっては、十分な情報を提供し、各生徒の知識や技能並びに社会的適応性を踏まえて行う。その際、関係諸機関との連携を密にし、保護者及び本人の希望を尊重する。
- ③ 小中一貫教育の目標をふまえ、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を小学校から引き継ぎ、自分の歩みを踏まえた目標設定ができるように活用するなど、義務教育9年間を見通したキャリア教育を進めるとともに、地域の住民・事業所・保育園・幼稚園とも連携を取り、系統的なキャリア教育を行う。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ①「宮上中学校生活指導にあたっての基本方針」の見直しを図り、人権尊重を土台とした教師と生徒及び生徒相互のより良い人間関係を育む生徒指導を行う。
- ②セーフティ教室などを通し、薬物の害、携帯電話やインターネット等の適正な利用法、SNSトラブルの未然防止、不審者への対応について学習し、生徒会でのルール作りと連携して、健康や安全に対する意識を高める。

イ いじめ防止等の取組

- ①八王子市教育委員会いじめ総合対策に基づき、水曜日の午後にいじめ対応のための時間を設け、生徒との面談・相談タイムを設定するなど、教員が個々の生徒と向き合う時間を作ることで、教師・生徒同士の望ましい人間関係の構築に取り組む。
- ②八王子市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止に向けた学校いじめ対策委員会を毎週1回開催し、生徒との相談をはじめ、hyper-QU、毎月実施する生徒アンケート、情報交換などから、できる限り広く情報を収集し、迅速な対応を図る。
- ③6月の「八王子市生命（いのち）の大切さを共に考える日」において、校長講話や生命の尊さをテーマとする道徳科の授業を行う。また、いじめ防止プログラムを第1学年で実施するほか、SOSの出し方に関する教育を全学年の特別活動の時間で実施し、いのちの安全教育について理解を深めさせる。
- ④第3学年の家庭科で「赤ちゃんふれあい事業」による授業を実施し、命の大切さについて考えるとともに、親になり子育てをする苦勞と喜びを実感できるようにする。

ウ 不登校生徒への支援等

- ①不登校傾向の生徒に対し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・不登校巡回教員・別室指導支援員も参加する校内委員会及び個票システムを活用し、個々に応じた面談や学習サポートを行う。また、子ども家庭支援センター、児童相談所とも連携し、家庭への働きかけを通して支援を継続する。

(5) 学力保障の取り組み

ア はちおうじっ子ミニマムの活用

都立就業技術科、職能開発科への進学をひとつの目安と考え、はちおうじっ子ミニマムの小学校6年生を受験する。その結果をもとに保護者と学習課題や日頃の学習方法について共通理解を図る。

(6) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との交流

- ①学習の場の幅を広げるため、学校行事での交流や昼休み交流、各学年において喫煙防止教室、薬物乱用防止教室、がん教育、赤ちゃんふれあい教室などの共同学習を行う。通常の学級在籍生徒とともに履修可能な教科を履修することができるよう、交流及び共同学習を行う。
- ②学校生活支援シートや個別指導計画を活用し、家庭、及び必要な場合は関係機関との連携を図り、それぞれの発達の段階や障害特性を踏まえ、適宜適切に指導に当たる。

イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- (取組1) 6月に宮上小学校・下柚木小学校第6学年が宮上中学校において授業参観・部活動見学を実施し、中学校の学習・生活の模擬体験を行う。夏季休業期間中に宮上小学校・下柚木小学校第6学年の部活動体験を行う。2月に宮上中生徒会役員等が両小学校を訪問し学校紹介を行う。
- (取組2) 児童・生徒についての諸情報を宮上中学校グループで共有し、義務教育9年間を通して連続した指導を行う。切れ目ない学習指導のために、中学校へ進学する児童の学力の引継ぎを確実に行う。
- (取組3) 生活指導については、プロジェクトチームを活用し、宮上中学校グループにおける生活指導の共通の指標「宮上スタンダード」を見直し、一貫した指導にあたる。
- (取組4) 「地域の子どもは地域で育てる」意識を保護者・地域と共有していくために、地域清掃活動を青少年と協働して実施したり、宮上地区秋祭りに参加させたりする。また、学校運営協議会と協力して漢字検定や英語検定を実施する。

ウ その他

- ①「八王子市版情報活用能力系統表」を活用し、義務教育9年間を見通した情報活用能力（ICT活用技能及び情報リテラシー）を生徒が身に付けられるように取り組む。
- ②地域人材（ゲストティーチャー）を活用し、ダンス、フラッグ体操の授業を実施する。
- ③オンライン等を活用した学校行事の配信や、長期休業中のオンラインを活用する。
- ④ドリル型学習コンテンツ（ミライシード）の活用など、1人1台の学習用端末をより日常的かつ効果的に活用していく。
- ⑤生徒の興味・関心を高め、意欲的な活動を行うために部活動を開設し、個性の伸長とともに、よき社会人としての基礎を培う。部活動は生徒の体力・技術の向上に合わせて無理のない範囲で開設し、八王子市の指針および本校部活動ガイドラインに則って活動する。
- ⑥学校外の地域における生徒の活動を見取り、成長の記録として通知表に記載する。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1		16	18	22	17	4	19	21	19	19	15	18	18	206
2		18	18	22	17	4	19	21	19	19	15	18	18	208
3		18	18	22	17	4	19	21	19	19	15	18	15	205
備 考		夏季休業日7月25日(土)から8月25日(火)までとする。 第1学年は、4月8日(水)、が入学式のため、2日減となる。 第3学年は、3月19日(金)が卒業式のため、3日減となる。 都民の日 10月1日(水)は、授業日とする。												

(2) 各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の年間授業時数配当表

①各教科

教科名		学年			
		1	2	3	
各教科	国 語	0	0	0	
	社 会	0	0	0	
	数 学	0	0	0	
	理 科	0	0	0	
	音 楽	0	0	0	
	美 術	0	0	0	
	保 健 体 育	0	0	0	
	技 術・家 庭	0	0	0	
	外 国 語 (英 語)	0	0	0	
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科	教科名	内 容			
	国 語	音読、漢字学習、文章読解、作文、書写等	105	105	105
	社 会	地図の学習、安全な暮らし、公民等	35	35	35
	数 学	四則計算、お金の計算等	105	105	105
	理 科	実験、観察、工作等	35	35	35
	音 楽	合唱、合奏、リトミック、鑑賞等	85	85	85
	美 術	絵画、版画、立体彫塑等	35	35	35
	保健体育	体づくり運動、球技、マラソン、水泳、ダンス等	140	140	140
	職業・家庭	木材加工、栽培、PC、調理、刺繍、編み物等	105	105	105
外国語	アルファベット、簡単な英会話等	35	35	35	
小計		680	680	680	

②特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領 域	内 容	学 年	1	2	3
特別の教科 道徳	学校生活や行事などと関連させ、生徒の具体的な生活を題材に、その時々に合わせて内容で必要な道徳観を養う。		35	35	35
総合的な学習の時間	自分やこれから生きていく社会について学ぶ。通常の学級や他校の特別支援学級の生徒との交流学习や将来に向けての余暇活動を学ぶ。		70 (4)	70 (4)	70 (4)
特 別 活 動	行事の計画、反省などを含めた学級での話し合いや係活動、委員会活動等。		45	45	45
自 立 活 動	人との関わり合いの中で協調性や自主性を育成する。コミュニケーションの力をつける。自立活動は教育活動全体の中で行う。		0	0	0
小 計			150(4)	150(4)	150(4)

③各教科等を合わせた指導

指導の形態	内 容	学 年	1	2	3
日常生活の指導	教育活動全体を通して生徒各自の課題に応じて学ぶ。ライフスキルトレーニング。		42	42	42
生活単元学習	日帰り、宿泊の行事やその前後での単元の学習。		50	50	50
作業学習	清掃、調理、手芸、工芸などをローテーションして学習。		58	58	58
ダンス (フラッグ) 音楽	ダンス・音楽の学習を通して、リズム感覚や巧緻性・調整力を高める。		35	35	35
小 計			185	185	185

④年間総授業時数 (①+②+③)

学 年		1	2	3
年 間 総 授 業 時 数		1015 (4)	1015 (4)	1015 (4)
備 考	ア 1 単位時間	・ 1 単位時間は 50 分とする。		
	イ その他	・ 自立活動は教育活動全体の中で行う。 ・ 学級行事 (劇と音楽の会、お店屋さんなど) の増加時数 6 時間とする。 ・ 総合的な学習の時間の調査活動として「上級学校調べ」で 2 時間、「八王子市の学習」で 2 時間を、長期休業中に位置付ける。		